

履行保証保険に関する特約条項

第1条 乙は契約保証金の代納担保として履行保証保険を提出した場合において、この契約履行期限を延期、又は変更することとなる時、又は契約金額の変更に伴い、契約保証金の額を変更することとなる時は、それぞれの延期若しくは変更の期間に対応し、又はその契約金額に応じて当該保険の保険期間又は保険金額を変更しその保険証券を甲に提出しなければならない。

第2条 乙は契約保証金の代納担保として履行保証保険を提出した場合において、その保険期間が失効することとなる時は、当該保険契約を更新し、その保険証券を甲に提出するか、又は現金、国債若しくは甲が確実と認める担保を提出しなければならない。